

議 事 (1)

紹介受診重点医療機関(新規)に係る協議について

新規で紹介受診重点医療機関になる意向がある医療機関について、「協議の場」である高崎・安中地域保健医療対策協議会(本会)及び病院等機能部会の皆様にお諮りするもの。

新たに紹介受診重点医療機関になる意向がある医療機関

- 医療法人社団美心会 黒沢病院

紹介受診重点医療機関となる基準を満たしている

- 初診基準(40%以上): 黒沢病院 58.3%
- 再診基準(25%以上): 黒沢病院 98.3%

紹介受診重点医療機関になる意向があり、基準を満たしている場合、地域での協議を経て、紹介受診重点医療機関として選定される。

令和7年度 第3回 高崎・安中地域保健医療対策協議会

令和7年度 第3回 同 病院等機能部会

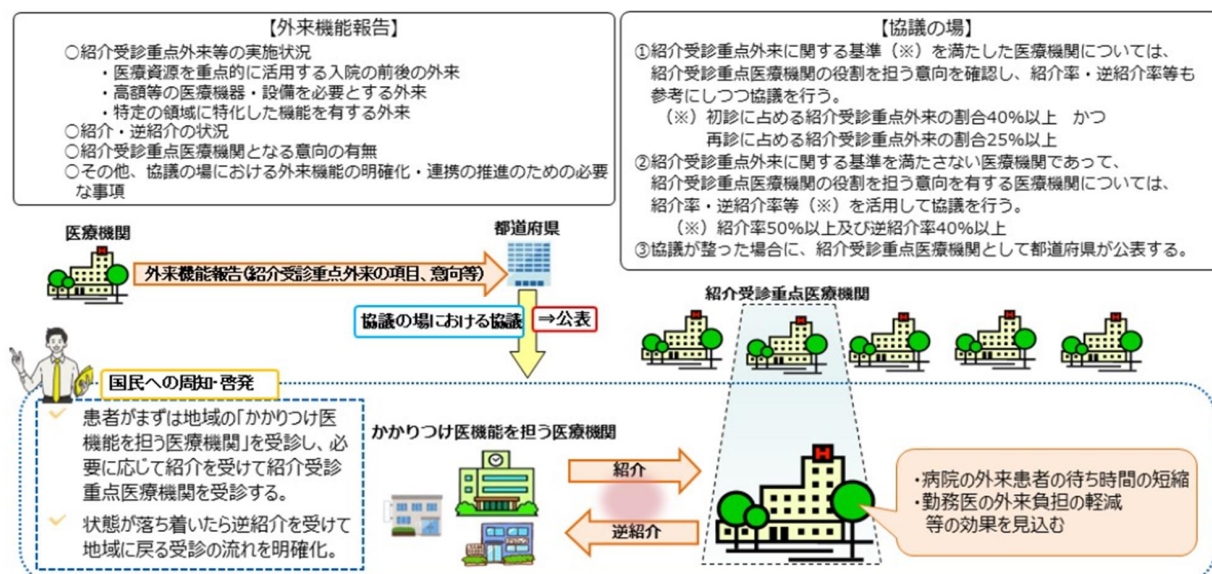
紹介受診重点医療機関（新規） に係る協議について

1

紹介受診重点医療機関について（制度概要）

外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、紹介受診重点医療外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化する。

- ① 外来機能報告制度に基づき、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、
- ② 「協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。



2

紹介受診重点医療機関になることで期待できる効果

【すべての医療機関】

- 200床未満の病院又は診療所から紹介された患者に対して、連携強化診療情報提供料（旧：診療情報提供料Ⅲ）を毎月算定できる。※ 1
- 紹介受診重点医療機関である旨の広告が可能となる。

【一般病床200床以上の病院】

- 紹介状のない患者等が受診する場合の定額負担の徴収の対象（例外規定あり）。※ 2
- 紹介受診重点医療機関入院診療加算（入院初日に800点）を算定できる。
（※地域医療支援病院入院診療加算(1000点)を算定する場合は上記算定不可。）

※ 1 連携強化診療情報提供料は、紹介受診重点医療機関であれば、紹介元の医療機関に施設基準上の規定がない。

※ 2 定額負担：特定機能病院、地域医療支援病院に加えて紹介受診重点医療機関も対象

（出典）令和4年度診療報酬改定の概要外来Ⅰ－4 外来医療の機能分化等

3

紹介受診重点医療機関として公表されている医療機関

No.	医療圏	医療機関名
1	前橋	群馬大学医学部附属病院
2	前橋	前橋赤十字病院
3	前橋	群馬中央病院
4	前橋	群馬県済生会前橋病院
5	前橋	善衆会病院
6	前橋	県立心臓血管センター
7	前橋	城西クリニック
8	前橋	しらかわ診療所
9	渋川	渋川医療センター
10	渋川	北関東循環器病院

No.	医療圏	医療機関名
11	伊勢崎	伊勢崎市民病院
12	伊勢崎	伊勢崎佐波医師会病院
13	高崎・安中	高崎総合医療センター
14	高崎・安中	日高病院
15	藤岡	公立藤岡総合病院
16	利根沼田	沼田脳神経外科循環器科病院
17	桐生	桐生厚生総合病院
18	桐生	東邦病院
19	太田・館林	太田記念病院
20	太田・館林	公立館林厚生病院
21	太田・館林	県立がんセンター

（令和7年4月1日現在）

4

紹介受診重点医療機関となる基準について

基準

初診基準： $\frac{\text{紹介受診重点外来の件数※}}{\text{初診の外来件数}}$ $\Rightarrow$ 40%以上

再診基準： $\frac{\text{紹介受診重点外来の件数※}}{\text{再診の外来件数}}$ $\Rightarrow$ 25%以上

※紹介受診重点外来＝以下のいずれかに該当する外来

- ・ 医療資源を重点的に活用する入院の前後（30日間）の外来
- ・ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
- ・ 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来等）

水準

※「基準満たさないが意向あり」の医療機関に関する協議で活用する。

紹介率： $\frac{\text{紹介患者数}}{\text{初診患者数}}$ $\Rightarrow$ 50%以上

逆紹介率： $\frac{\text{逆紹介患者数}}{\text{初診患者数}}$ $\Rightarrow$ 40%以上

（出典）外来機能報告に関するガイドライン

5

令和7年度協議対象医療機関

		紹介受診重点医療機関となる意向	
		あり	なし
紹介受診重点外来に関する基準	満たす	地域での協議を経て 紹介受診重点医療機関になる。 ⇒①黒沢病院（高崎・安中）	地域へ報告の上、異議等がなければ、 紹介受診重点医療機関にならない。
	満たさない	地域での協議において異議等がなければ、 紹介受診重点医療機関になる。	紹介受診重点医療機関にならない。

※すでに紹介受診重点医療機関である医療機関についても毎年度状況を確認し、必要に応じて協議

6

①黒沢病院（高崎・安中）

【新規】

医療圏	医療機関名	令和7年度の状況			
		紹介受診重点医療機関となる意向	紹介受診重点外来に関する基準	初診基準 (40%以上)	再診基準 (25%以上)
高崎・安中	黒沢病院	あり	満たす	58.3%	98.3%

- 紹介受診重点医療機関となる意向あり。
- 初診基準（40%以上）、再診基準(25%以上)ともに満たしており、
紹介受診重点外来に関する基準を満たす。

7

①黒沢病院（高崎・安中）

【新規】

紹介受診重点医療機関となる意向		
紹介受診重点外来に関する基準		
		あり
満たす	地域での協議を経て 紹介受診重点医療機関になる。	地域へ報告の上、異議等がなければ、 紹介受診重点医療機関にならない。
満たさない	地域での協議において異議等がなければ、 紹介受診重点医療機関になる。	紹介受診重点医療機関にならない。

※すでに紹介受診重点医療機関である医療機関についても毎年度状況を確認し、必要に応じて協議

当該医療機関が紹介受診重点医療機関となることについて、お諮りします。

ご意見がある場合、意見照会様式への御記入をお願いいたします。

- 意向あり、基準を満たすため、
地域での協議を経て、紹介受診
重点医療機関として選定される。

8

報 告 (1)

紹介受診重点医療機関
前年度に承認された医療機関の継続について

高崎・安中保健医療圏 紹介受診重点医療機関

- ・高崎総合医療センター
- ・日高病院

上記、2医療機関について、
紹介受診重点医療機関となる意向があり、
初診基準、再診基準を満たしている、
以上のことから令和8年度も引き続き紹介受診重点医療機関となる

令和7年度 第3回 高崎・安中地域保健医療対策協議会

令和7年度 第3回 同 病院等機能部会

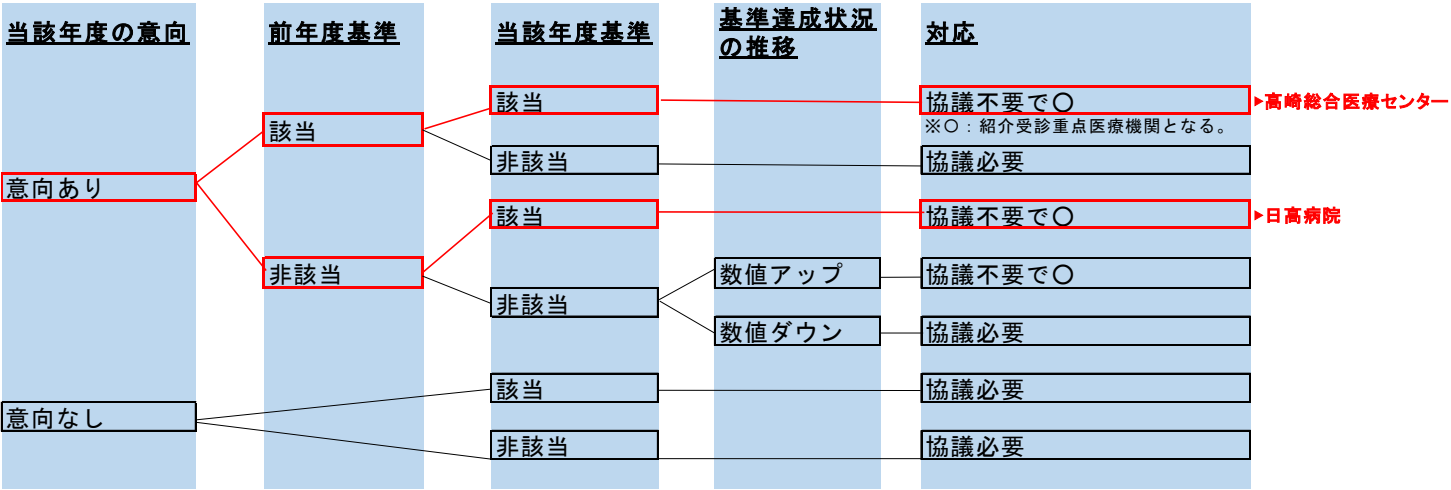
紹介受診重点医療機関 前年度に承認された医療機関の継続案件 (報告)

- 高崎・安中保健医療圏
- ・ 高崎総合医療センター
 - ・ 日高病院

1

フローチャート【前年度に承認された医療機関の継続案件】

- 協議対象医療機関のうち、本区域に属する 2 医療機関はともに、当該年度協議不要で引き続き紹介受診重点医療機関となる。



2

外来機能報告結果【前年度に承認された医療機関の継続案件】

〈紹介受診重点医療機関となる意向があり、前年度基準を満たし、当該年度基準も満たす：**高崎総合医療センター**〉

		令和 7 年度				令和 6 年度			
医療圏	医療機関施設名	意向	基準	初診基準	再診基準	意向	基準	初診基準	再診基準
高崎・安中	独立行政法人国立病院機構 高崎総合医療センター	○	○	84.6	35.6	○	○	82.5	32.3

- 令和 7 年度は令和 6 年度と比較して、意向、基準達成状況ともに変化なし。
- ⇒引き続き、紹介受診重点医療機関となる。

3

外来機能報告結果【前年度に承認された医療機関の継続案件】

〈紹介受診重点医療機関となる意向があり、前年度基準は満たさなかったが、当該年度基準は満たす：**日高病院**〉

		令和 7 年度				令和 6 年度			
医療圏	医療機関施設名	意向	基準	初診基準	再診基準	意向	基準	初診基準	再診基準
高崎・安中	医療法人社団日高会 日高病院	○	○	69.5	26.1	○	△	69.7	23.8

- 令和 7 年度は令和 6 年度と比較して、意向に変化なし。
- 令和 6 年度は、基準を満たさなかったが、令和 7 年度は基準を満たした。

⇒引き続き、紹介受診重点医療機関となる。

4